

令和2年7月16日

株主各位

神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号
株式会社神戸商工貿易センター
代表取締役社長 野澤 太郎

剰余金の配当基準日の設定に関するお知らせ

当社は、令和2年7月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当（第53期）を受ける権利者と定めましたのでお知らせいたします。

記

- (1) 基準日 令和2年7月31日
- (2) 公告日 令和2年7月16日
- (3) 公告方法 神戸新聞に掲載（当社定款第4条による）

以上